

## ① 栃木市地域公共交通運行実施計画の改定について

## 栃木市地域公共交通運行実施計画改定の概要

## 1. 改定の目的

「栃木市地域公共交通運行実施計画」は、公共交通機関相互の連携を推進するとともに、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携を図りながら持続可能な公共交通網を形成するため策定している「栃木市地域公共交通計画」を上位計画とし、地域の実情にあった公共交通体系を構築するため、具体的な運行の実施方法を定めることを目的に策定しています。

今年度、「蔵タク・ふれあいバス乗継制度」の利用状況を確認したところ、乗り継ぎ利用されておらず、期待していた効果が得られていないことから、制度の廃止を行うため、栃木市地域公共交通運行実施計画の一部改定を行うものです。

## 2. 主な改定内容

## (1) バス乗継拠点施設

「3-2 蔵タク運行計画 (3) バス乗継拠点施設の設定」

を削除

## (2) バス乗継拠点施設への送迎運賃

「3-2 蔵タク運行計画 (5) 運賃の設定【旅客運賃】

・バス乗継拠点施設への送迎：100円（乗車地区及び隣接地区内に限る）」

を削除

## (3) その他（項目番号の繰り上がり）

## 3. 改定日 令和8年4月

(1) 審議事項

① 栃木市地域公共交通運行実施計画の変更について

現 行

栃木市地域公共交通  
運行実施計画

令和7年3月策定  
令和7年10月改定

栃 木 市

改 正 案

栃木市地域公共交通  
運行実施計画

令和7年3月策定  
令和7年10月改定  
令和8年4月改定

栃 木 市

現 行

(2) 南北エリア間移動の乗り継ぎポイント

蔵タクで、北部エリアから南部エリア又は南部エリアから北部エリアといった市全域の移動を可能にするため、中央エリア内の市役所本庁舎を、蔵タクでの南北エリア間の乗り継ぎポイントとして設定します。

(3) バス乗継拠点施設の設定

旧市町を細分化した地区を設定し、各地区に蔵タクとふれあいバスとの乗継拠点施設を定め、バス利用の促進を図ります。

《バス乗継拠点施設24か所》

地域	地区	バス乗継拠点施設
栃木	栃木	市役所本庁舎・長寿園・泉寿園・皆川郵便局・福寿園・大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・都賀総合支所
	大宮	泉寿園・市役所本庁舎・長寿園・国府郵便局・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・都賀総合支所
	皆川	皆川郵便局・市役所本庁舎・長寿園・福寿園・梅沢郵便局・大平総合支所・プラッツおおひら・遊楽々館
	吹上	福寿園・市役所本庁舎・長寿園・皆川郵便局・梅沢郵便局・都賀総合支所・赤津郵便局
	寺尾	梅沢郵便局・皆川郵便局・福寿園・赤津郵便局・真名子夢ホール
	国府	国府郵便局・泉寿園・都賀総合支所
大平	大平西	大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・大平水代郵便局・市役所本庁舎・長寿園・皆川郵便局・岩舟総合支所・岩舟静和郵便局・遊楽々館
	大平東	大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・大平水代郵便局・市役所本庁舎・長寿園・泉寿園
	大平南	大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平横堀郵便局・大平水代郵便局・部屋出張所・岩舟静和郵便局
藤岡	藤岡	藤岡総合支所・渡良瀬の里・部屋出張所・道の駅みかも
	赤麻	藤岡総合支所・渡良瀬の里・部屋出張所・道の駅みかも・岩舟総合支所・岩舟静和郵便局
	部屋	藤岡総合支所・渡良瀬の里・部屋出張所・ゆうゆうプラザ・大平水代郵便局・岩舟静和郵便局
	三鴨	藤岡総合支所・渡良瀬の里・道の駅みかも・岩舟総合支所

改 正 案

(2) 南北エリア間移動の乗り継ぎポイント

蔵タクで、北部エリアから南部エリア又は南部エリアから北部エリアといった市全域の移動を可能にするため、中央エリア内の市役所本庁舎を、蔵タクでの南北エリア間の乗り継ぎポイントとして設定します。

現 行

地域	地区	バス乗継拠点施設
都賀	家中	都賀総合支所・赤津郵便局・市役所本庁舎・長寿園・泉寿園・福寿園・国府郵便局・西方総合支所・北部健康福祉センター（ゆったり～な）
	赤津	都賀総合支所・赤津郵便局・福寿園・梅沢郵便局・西方総合支所・北部健康福祉センター（ゆったり～な）・真名子夢ホール
西方	西方	西方総合支所・北部健康福祉センター（ゆったり～な）・真名子夢ホール・都賀総合支所・赤津郵便局
	真名子	西方総合支所・北部健康福祉センター（ゆったり～な）・真名子夢ホール・梅沢郵便局・赤津郵便局
岩舟	岩舟	岩舟総合支所・岩舟静和郵便局・遊楽々館・大平総合支所・プラッツおおひら・渡良瀬の里・道の駅みかも
	静和	岩舟総合支所・岩舟静和郵便局・大平総合支所・プラッツおおひら・ゆうゆうプラザ・大平水代郵便局・渡良瀬の里・部屋出張所
	小野寺	岩舟総合支所・遊楽々館・皆川郵便局・大平総合支所・プラッツおおひら

改 正 案

現 行

(4) 運行日・運行時間

通院や買い物など、交通弱者の日常生活の移動実態に合わせてとともに、路線バスや一般タクシーとの競合に配慮して、以下のとおり運行日と運行時間を設定します。

また、運行前及び運行後に車両の点検等を行うものとします。

天候や災害等による運休は、市及び運行事業者が協議し判断するものとします。

運行日：月曜日から金曜日

(土・日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

運行時間：1時間に1便 8時から17時まで 合計9便

8時便・9時便・10時便・11時便・12時便・13時便・14時便・15時便・16時便

(5) 運賃の設定

交通弱者の過度の負担とならないことを考慮しつつ、完全デマンド方式という高いサービスレベルの運行形態であることも考慮し、ふれあいバスよりも高めの設定とするとともに、他市の事例との均衡も図り、以下のとおりを設定します。

【旅客運賃】

- ・一般：400円(中学生以上、乗り継ぎの有無を問わず)
- ・障がい者(手帳提示)及び障がい者と同乗し介護する方：200円  
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。  
乗車の際に、利用者に手帳(コピー不可)の提示を求め、確認するものとする。
- ・3歳から小学生：200円
- ・バス乗継拠点施設への送迎：100円(乗車地区及び隣接地区内に限る)
- ・3歳未満：無料

【運賃の算出根拠】

■市民アンケート調査

- ・平成29年11月実施の公共交通に関する市民アンケート調査結果における、公共交通の妥当な運賃額400円

■他公共交通の状況

- ・自宅から目的地まで送迎するため、バスと比較してサービスレベルが高い。
- ・市内全域ドアtoドアのフルデマンドは、県他市デマンド交通と比較してサービスレベルが高い。

※デマンドタクシーを運行する県内10市のうち、市内全域を運行エリアとしている市は、栃木市(331.5k㎡)、真岡市300円(面積167.2k㎡)、下野市300円(面積74.59k㎡)の3市のみ。うち、ドアtoドアのフルデマンドは栃木市と下野市のみ。

- ・民間タクシーへの影響を配慮(民間タクシー初乗り500円、令和6年12月時点、栃木県タクシー協会HPより)

改 正 案

(3) 運行日・運行時間

通院や買い物など、交通弱者の日常生活の移動実態に合わせてとともに、路線バスや一般タクシーとの競合に配慮して、以下のとおり運行日と運行時間を設定します。

また、運行前及び運行後に車両の点検等を行うものとします。

天候や災害等による運休は、市及び運行事業者が協議し判断するものとします。

運行日：月曜日から金曜日

(土・日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

運行時間：1時間に1便 8時から17時まで 合計9便

8時便・9時便・10時便・11時便・12時便・13時便・14時便・15時便・16時便

(4) 運賃の設定

交通弱者の過度の負担とならないことを考慮しつつ、完全デマンド方式という高いサービスレベルの運行形態であることも考慮し、ふれあいバスよりも高めの設定とするとともに、他市の事例との均衡も図り、以下のとおりを設定します。

【旅客運賃】

- ・一般：400円(中学生以上、乗り継ぎの有無を問わず)
- ・障がい者(手帳提示)及び障がい者と同乗し介護する方：200円  
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。  
乗車の際に、利用者に手帳(コピー不可)の提示を求め、確認するものとする。
- ・3歳から小学生：200円
- ・3歳未満：無料

【運賃の算出根拠】

■市民アンケート調査

- ・平成29年11月実施の公共交通に関する市民アンケート調査結果における、公共交通の妥当な運賃額400円

■他公共交通の状況

- ・自宅から目的地まで送迎するため、バスと比較してサービスレベルが高い。
- ・市内全域ドアtoドアのフルデマンドは、県他市デマンド交通と比較してサービスレベルが高い。

※デマンドタクシーを運行する県内10市のうち、市内全域を運行エリアとしている市は、栃木市(331.5k㎡)、真岡市300円(面積167.2k㎡)、下野市300円(面積74.59k㎡)の3市のみ。うち、ドアtoドアのフルデマンドは栃木市と下野市のみ。

- ・民間タクシーへの影響を配慮(民間タクシー初乗り500円、令和6年12月時点、栃木県タクシー協会HPより)

現 行

【回数旅客運賃】

- ・公共交通の利用促進を図るため、ふれあいバスと蔵タクの両方に使用できる共通回数券を発行します。

ふれあいバス・蔵タク共通回数券：1,000円（100円券11枚綴り）

- ・共通回数券は、現金のみの取扱いとします。
- ・共通回数券の払い戻しは、購入した運行事業者の営業所で行うものとし、購入額から使用した枚数に1回あたりの利用額を乗算した額を差し引いた金額を払い戻すこととします。

例：1,000円券（額面1,100円）を3枚使用した場合、払戻額700円（額面残800円より100円少ない額）

（6）運賃の徴収方法

運賃徴収は、乗車時に乗務員に支払うものとします。

なお、共通回数券販売箇所は、蔵タク車内又は運行事業者の営業所とします。

（7）運行車両

- ・運行車両は、運行事業者所有のタクシー13台を借り上げ、その内3台は障がい者の移動に対応した車椅子対応車両とします。
- ・車両の形体は、ワンボックスタイプのタクシー6台とユニバーサルデザインタクシー2台、セダンタイプのタクシー5台とします。

（8）運行時の対応

【事故対応】

- ・事故が発生した場合、運行事業者及び乗務員は別に定めるマニュアルに従い対応を行います。

【デマンドタクシー運行システムの障害】

- ・デマンドタクシー運行システムの障害が発生した場合、別に定める「デマンドタクシー運行システム障害発生時対応手順」に従い対応を行います。

改 正 案

【回数旅客運賃】

- ・公共交通の利用促進を図るため、ふれあいバスと蔵タクの両方に使用できる共通回数券を発行します。

ふれあいバス・蔵タク共通回数券：1,000円（100円券11枚綴り）

- ・共通回数券は、現金のみの取扱いとします。
- ・共通回数券の払い戻しは、購入した運行事業者の営業所で行うものとし、購入額から使用した枚数に1回あたりの利用額を乗算した額を差し引いた金額を払い戻すこととします。

例：1,000円券（額面1,100円）を3枚使用した場合、払戻額700円（額面残800円より100円少ない額）

（5）運賃の徴収方法

運賃徴収は、乗車時に乗務員に支払うものとします。

なお、共通回数券販売箇所は、蔵タク車内又は運行事業者の営業所とします。

（6）運行車両

- ・運行車両は、運行事業者所有のタクシー13台を借り上げ、その内3台は障がい者の移動に対応した車椅子対応車両とします。
- ・車両の形体は、ワンボックスタイプのタクシー6台とユニバーサルデザインタクシー2台、セダンタイプのタクシー5台とします。

（7）運行時の対応

【事故対応】

- ・事故が発生した場合、運行事業者及び乗務員は別に定めるマニュアルに従い対応を行います。

【デマンドタクシー運行システムの障害】

- ・デマンドタクシー運行システムの障害が発生した場合、別に定める「デマンドタクシー運行システム障害発生時対応手順」に従い対応を行います。

現 行

**(9) 周知・広報**

蔵タクの利用促進を図るため、以下の通り周知・広報を実施します。

**【広報とちぎへの掲載】**

- ・必要に応じて広報とちぎに、利用者登録や予約等の利用方法を掲載して市民に周知します。

**【地域説明会や出前講座の実施】**

- ・運行内容等を大幅に見直す場合は、地域会議等への説明会を実施します。
- ・各団体からの要望に応じて、出前講座を実施します。

**【インターネットでの情報提供】**

- ・市ホームページに、運行区域や運行日等の運行概要のほか、利用者登録や予約等の利用方法などをわかりやすく掲載します。
- ・パソコンやスマートフォンを用いて利用者登録ができる電子申請を行います。

**【福祉関係窓口、民生委員、ふれあい相談員による周知】**

- ・本庁及び各総合支所の福祉関係窓口、利用案内パンフレット及び利用登録票を設置するとともに、民生委員やふれあい相談員等にも利用案内パンフレット及び利用登録票を配布し、来庁者及び訪問先の高齢者等への周知及び利用促進を図ります。

**(10) 実績報告**

運行事業者は、毎月の利用者数、走行距離及び運賃収入等を翌月10日までに市に報告するものとします。

改 正 案

**(8) 周知・広報**

蔵タクの利用促進を図るため、以下の通り周知・広報を実施します。

**【広報とちぎへの掲載】**

- ・必要に応じて広報とちぎに、利用者登録や予約等の利用方法を掲載して市民に周知します。

**【地域説明会や出前講座の実施】**

- ・運行内容等を大幅に見直す場合は、地域会議等への説明会を実施します。
- ・各団体からの要望に応じて、出前講座を実施します。

**【インターネットでの情報提供】**

- ・市ホームページに、運行区域や運行日等の運行概要のほか、利用者登録や予約等の利用方法などをわかりやすく掲載します。
- ・パソコンやスマートフォンを用いて利用者登録ができる電子申請を行います。

**【福祉関係窓口、民生委員、ふれあい相談員による周知】**

- ・本庁及び各総合支所の福祉関係窓口、利用案内パンフレット及び利用登録票を設置するとともに、民生委員やふれあい相談員等にも利用案内パンフレット及び利用登録票を配布し、来庁者及び訪問先の高齢者等への周知及び利用促進を図ります。

**(9) 実績報告**

運行事業者は、毎月の利用者数、走行距離及び運賃収入等を翌月10日までに市に報告するものとします。